資料２

「中間まとめ」に係る検討を深める事項について（その１）

「胚の初期発生や発育（分化）における遺伝子の機能解明に資する基礎的研究において容認される場合」とは、どのような条件を満たすものなのか？

中間まとめにおいて、「ヒト受精胚の関係取扱いの生命科学や医学への恩恵及びこれへの期待について、科学的合理性、社会的妥当性の観点からの整理としては、今後、研究が進展することを期待すれば、個別の研究が倫理審査委員会で判断されることを前提に「胚の初期発生や発育（分化）における遺伝子の機能解明」に資する基礎的研究において、容認される場合があるとの結論に至った。」としている。

次の条件を全て満たすものに限ってはどうか？

① 新たなヒト受精胚を作成しないこと（余剰胚での研究に限ること。）。
② インフォームドコンセントが得られた受精胚を用いた研究であること。
③ 胎内移植を想定又は前提としない基礎的研究に限ること。
④ 生殖補助医療や先天性の難病等の治療又は病態の理解にヒト受精胚を使うことの科学的合理性及び社会的妥当性があること。
【不適切な例】
○ 動物を使用した十分な関係研究を経ずに、開発された遺伝子改変の新技術の改変性能を確認する研究
○ iPS 細胞、ES 細胞又はそれらを起源とする細胞への遺伝子改変でも確認できる研究
○ 現在の世代に対する治療法が既存である、あるいは新たな治療法の開発研究等が進められている研究
⑤ 初期発生段階（原始線条の出現又は 14 日以内）の分化条件下でデータが取得できるものであること。
⑥ ヒト受精胚の使用数を最低限にするように計画された研究であること。